

## 議案第 86 号

市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について

市長及び副市長の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

平成 25 年 9 月 18 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

市長及び副市長の給料の特例に関する条例

平成 25 年 10 月に支給する市長及び副市長の給料の月額、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 9 号）第 3 条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第 1 号に定める給料の月額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額、副市長にあつては同条第 2 号に定める給料の月額からその 100 分の 5 に相当する額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。  
（市長等の給料の臨時特例に関する条例の一部改正）
- 2 市長等の給料の臨時特例に関する条例（平成 25 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 平成 25 年 10 月に支給する給料に関する第 2 条の規定の適用については、同条中「給料の月額から」とあるのは、「給料の月額

（市長及び副市長の給料の特例に関する条例（平成２５年条例第  
号）の規定により減ぜられた給料の月額をいう。以下この条にお  
いて同じ。）から」とする。

議案第 8 6 号参考資料

市長等の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（市長及び副市長の給料の特例に関する条例附則第 2 項関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 <u>1</u> この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。 <u>2</u> 平成 2 5 年 1 0 月に支給する給料に関する第 2 条の規定の適用については、同条中「給料の月額から」とあるのは、「<u>給料の月額（市長及び副市長の給料の特例に関する条例（平成 2 5 年条例第 号）の規定により減ぜられた給料の月額をいう。以下この条において同じ。）から</u>」とする。</p>